

強引な新聞購読契約の勧誘に注意！

強引な新聞購読の勧誘で、断りづらくなり契約してしまったという相談が数多く寄せられています。新聞購読契約に関するトラブルは、契約当事者が高齢者の割合が高くなっているため、注意が必要です。

■＜事例＞宅配便かと思えばドアを開けたら、新聞の勧誘だった。断ったが次々と景品を渡され、契約してしまった

昨日、玄関のチャイムが鳴り宅配便かと思えばドアを開けたら、新聞の勧誘だった。別の新聞を購読しているからと断ったが、洗剤、ゴミ袋、ティッシュペーパー、スーパーの商品券を次々と渡されて、半年分の購読契約を勧められた。「ノルマが達成できなくて困っている」と泣きつかれ、景品を受け取っていることもあって断りにくくなり、サインしてしまった。よく考えるとやはり不要なので解約したい。

■注意点と契約してしまった場合の対処法**・ドアを開ける前に事業者名と用件を確認しましょう！**

すぐにドアを開けず、インターホンやドア越しに、事業者名と用件を必ず確認し、必要がない場合はきっぱりと断りましょう。

・訪問販売は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます！

訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフにより無条件で契約を解除できます。書面の記載内容に不備があるときは、期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。また、勧誘方法に問題があるときなどは解約が可能となる場合もあります。まずは消費生活センターにご相談ください。

・景品を受け取っていてもあきらめないで！

景品を受け取っていても、解約したい場合は、まずは事業者に申し出てみましょう。新聞公正競争規約が定められており、規約の上限を超える景品類の提供をするなど同規約に沿わない販売方法を行ったときや、消費者の判断力が不足している状態で契約したときなどは、解約に応じなければならないと規定しています。また、同規約の上限（購読料（最大6か月）の8%）を超える景品類の提供が行われていた場合、解約にあたって景品類の返還を請求してはならないことが「新聞購読契約に関するガイドライン」に定められています。

強引な勧誘で不本意な契約をしてしまった場合などは、早めに消費生活センターへご相談ください。

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。消費生活相談は当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります